

平成31年4月17日

第22回総会議事録

福島市農業委員会

福島市農業委員会第22回総会議事録

1. 日 時 平成31年4月17日(水) 午後1時30分
2. 会 場 北信支所 大会議室
3. 出席委員 23名
4. 出席の委員
1番 小山 正雄 2番 佐藤 秀雄 3番 柴山 栄重
4番 片平 隆 5番 加藤 良子 6番 宍戸 忠一
7番 渡邊 敏明 8番 加藤 功 9番 油井 妙子
10番 渡邊 俊春 11番 大宮 篤司 12番 菅野 善晴
13番 佐藤ミツエ 14番 渡邊 賢一 15番 尾形 寅昭
16番 古関 恵子 17番 関 健一 18番 安田 善喜
19番 渡邊 友一 20番 黒澤喜久夫 22番 宍戸 薫
23番 鈴木 顯典 24番 芳賀 正寿
5. 欠席の委員 21番 齋藤 貴裕
6. 事務局の出席者
事務局 長 高橋 善則
次長兼庶務係長 野田 昌宏 主 査 菊田 いづみ
農地係長 阿部 裕一 主 査 梅宮 央樹

議案の内容

- 第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について
- 第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分について
- 第3号 農地法第5条第1項の規定による許可に係る事業計画変更承認申請に対する処分について
- 第4号 農地法施行規則第29条第1号該当農地転用証明願出について
- 第5号 福島市農用地利用集積計画の議決について
- 第6号 荒廃農地の発生・解消状況に関する調査に係る農地の判断について

報告の内容

- 第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について
- 第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理について
- 第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理について
- 第4号 農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借解約等の通知について
- 第5号 許可の条件を履行したことの証明について
- 第6号 民事執行法による売却に係る照会に対する回答(調査結果)について
- 第7号 地目変更登記に係る照会に対する回答(調査結果)について
- 第8号 農業者年金業務(1)老齢年金支給裁定について

事務局長 ご案内の時間となりましたので、開会に先立ち 宍戸 薫 会長よりごあいさつをお願いいたします。

会長 (会長から開催に先立ちあいさつ)

事務局長 それでは、福島市農業委員会会議規則第5条により、会長が議長になりますので、ここから会長に進行をお願いいたします。

議長 それでは、事務局より福島市農業委員会会議規則第4条により、本日の届出欠席委員の報告をお願いします。

農地係長 21番 齋藤 貴裕委員より欠席の旨届出がありました。

議長 事務局より報告がありましたとおり、本日は定数24名に対し、23名の出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項及び第30条に規定する過半数に達しており、本総会は成立しておりますので、只今より第23期 第22回総会を開催いたします。

福島市農業委員会会議規則第20条に規定する議事録署名委員ですが、議長より議事録署名委員を指名させていただきます。

12番：菅野 善晴委員、24番：芳賀 正寿委員 を指名いたします。

なお、本日の会議書記には事務局職員の梅宮主査を指名いたします。

福島市農業委員会会議規則第6条の規定により、会期の決定をいたします。会期は、本日午後3時30分までとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご異議ございませんので、会期は、本日午後3時30分までと決定いたします。

議案を上程いたします。事務局に議案名の朗読を願います。

農地係長 【議案第1号から報告までを上程する。(110件)】

合計110件、平成31年4月17日提出、福島市農業委員会会長 宍戸 薫、以上です。

議長 議案第1号について事務局の説明を求めます。

農地係長 2ページをご覧ください。議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分についての案件は、耕作の目的で農地の所有権移転8件、賃借権設定2件の計10件の許可申請で市処分案件です。いずれの申請も別添「調査書」のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可の条件をすべて満たすものと考えます。区域番号2番、整理番号1番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしく願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

4番 議長4番(発言を求める。)

議長 4番(発言を許可する。)

4番 区域番号2番、整理番号1番の1件についてご説明します。譲渡人は高齢で経営規模の縮小をしており、受人も高齢ではありますが、息子と孫の協力を得て、周辺農地を借り受けて耕作しておりますので、区域協議会では問題ないと判断しました。ご審議よろしく願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長	区域番号3番、整理番号2番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
9番	議長9番（発言を求め。）
議長	9番（発言を許可する。）
9番	区域番号3番、整理番号2番については、申請地は受人の自作地の農地の入り口付近に当たり、所有権移転の案件です。区域協議会では問題がないと判断しました。ご審議よろしくお願いたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
農地係長	区域番号4番、整理番号3番から3ページ、7番までの5件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
12番	議長12番（発言を求め。）
議長	12番（発言を許可する。）
12番	区域番号4番、整理番号3番につきましては、受人は茂庭の農地をお持ちですが、鳥獣被害が大きく、今回の申請地を求めて経営規模を拡大したいということでございます。整理番号4番につきましては、新規営農開始ということで、まとまった農地が必要なところに、渡人が高齢のため耕作できなくなった農地を借り受けるものであります。5番については、自作地続きで耕作利便とのことで区域協議会の中では問題ないと判断しました。6番については、譲渡人が高齢であり、譲受人も経営規模の拡大とのことで区域協議会では問題ないと判断いたしました。7番については、生前一括贈与で後継者である子に譲るもので、区域協議会では許可相当と判断いたしました。ご審議よろしくお願いたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
農地係長	区域番号6番、整理番号8番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
20番	20番（発言を求め。）
議長	20番（発言を許可する。）
20番	区域番号6番、整理番号8番について説明いたします。譲受人が西道路の拡張に伴いまして、農地の代替地として今回農地を取得するものであります。受人の自作地隣であり引き続き水稻の作付を行うもので区域協議会では許可相当と判断いたしました。ご審議よろしくお願いたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
農地係長	区域番号7番、整理番号9番及び10番の2件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおり

です。よろしくお願ひします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

23番 議長23番（発言を求める。）

議長 23番（発言を許可する。）

23番 区域番号7番、整理番号9番及び10番についてご説明します。9番については受人と渡人が親戚関係で、渡人の耕作が難しいとのことで、受人の経営規模の拡大で区域協議会では問題なしと判断いたしました。10番は、昨年6月に受人が取得した90アールの土地の中にあり、相続未登記で手続きできなかった残りの土地を、相続登記が終わったことから取得するものです。ブドウを耕作する計画であります。申請地は傾斜地でもあるので、整地する前に土砂の流出等ないように地域住民の理解を得られるよう説明会を開くことを条件に区域協議会では問題ないと判断いたしました。

よろしくお願ひします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 それでは、簡易採決により、議案第1号について、異議の有無をおはかりいたします。ご意見、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 異議なしと認め、議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について、整理番号1番から10番についての10件、原案のとおり許可と決定いたします。

次に、議案第2号について事務局の説明を求めます。

農地係長 4ページをご覧ください。議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分についての案件は、市街化調整区域農地及びその他の区域農地の第三者転用で、所有権移転5件、使用貸借権設定2件、計7件の許可申請で市処分案件です。いずれの申請も別添「調査書」のとおり、農地の区分からみた転用基準、また、周辺の営農条件へ支障を及ぼすおそれもなく、許可の条件を全て満たすものと考えます。

区域番号1番、整理番号1番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

3番 議長3番（発言を求める。）

議長 3番（発言を許可する。）

3番 区域番号1番、整理番号1番は、譲渡人の孫娘の婿である受人の分家住宅敷地で、周辺農地に影響はなく、区域協議会では問題なしと判断しました。ご審議よろしくお願ひします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願ひします。

農地係長 区域番号2番、整理番号2番の1件、判断基準の詳細は、別添「調査書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

4番 議長4番（発言を求める。）

議長 4番（発言を許可する。）

4番 整理番号2番は、親族関係での譲り渡しであり、一般住宅敷地の申請であります。農地区分は第3種農地で、都市計画法第34条第11号指定地区となっており、区域協議会では周辺は宅地で農地に影響なしと判断しました。よろしくご審議お願いします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号4番、整理番号3番の1件、判断基準の詳細は、別添「調査書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

12番 議長12番（発言を求める。）

議長 12番（発言を許可する。）

12番 区域番号4番、整理番号3番についてご説明します。申請地は平野中学校の西側で、周辺は住宅地となっております。周辺に農地がなく区域協議会では許可相当と判断いたしました。ご審議よろしくお願ひいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号5番、整理番号4番から5ページ7番までの4件、判断基準の詳細は、別添「調査書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

18番 議長18番（発言を求める。）

議長 18番（発言を許可する。）

18番 整理番号4番から7番の4件についてご説明します。申請地はバイパスの東側で、駅が近く住宅が増えている地域になります。いずれも一般住宅敷地として周辺農地に影響はなく区域協議会では許可相当と判断させていただきました。よろしくご審議お願いします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
〔「異議なし」の声〕

議長 質問なしということで、簡易採決により、議案第2号について、異議の有無をおはかりいたします。ご意見、ご異議ございませんか。
〔「異議なし」の声〕

議長 異議なしと認め、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分について、整理番号1番から7番までの7件について、原案のとおり許可と決定いたします。次に、議案第3号について事務局の説明を求めます。

農地係長 6ページをご覧ください。議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可に係る事業計画変更承認申請に対する処分についての案件は、除染業務のため一時転用した事業内容の変更承認申請が1件と、道路工事事業に係る一時転用の期間が延長されたことによる変更承認申請1件の計2件で、市処分案件です。申請にあつては、別添「調査書」のとおり、変更の用件を満たすものと考えます。
区域番号4番、整理番号1番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。

議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
12番	議長12番（発言を求め。）
議長	12番（発言を許可する。）
12番	区域番号4番、整理番号1番ですが、すでに除染関係で一時転用されており、一部フェンスで区切られた箇所があり、面積が減少し、東湯野地区の除染業務の継続のため工期を延長するものです。区域協議会では問題なしと判断しました。ご審議よろしくお願ひいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
農地係長	区域番号6番、整理番号2番の1件、判断基準の詳細は、別添「調査書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
20番	議長20番（発言を求め。）
議長	20番（発言を許可する。）
20番	区域番号6番、整理番号2番ですが、西道路工事事業の別地区の工事施工受注により、工期の延長になったため、1年間の許可期間を延長したいというものです。区域協議会では問題なしと判断しましたので、ご審議よろしくお願ひいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	それでは、簡易採決により、議案第3号について、異議の有無をおはかりいたします。ご意見、ご異議ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	異議なしと認め、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可に係る事業計画承認申請に対する処分について、整理番号1番及び2番の2件について原案のとおり許可と決定いたします。
農地係長	次に、議案第4号について事務局の説明を求めます。 7ページをご覧ください。議案第4号、農地法施行規則第29条第1号該当農地転用証明願出についての案件は、耕作者自らが200㎡未満の農業用施設として転用したことの証明願出で、農地転用は例外的に許可を要しない案件です。証明願出に基づき、区域担当委員と共に現地調査を実施した結果、証明の要件を満たす農業用施設として利用されていることを確認いたしました。
	区域番号3番、整理番号1番の1件、詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
9番	議長9番（発言を求め。）
議長	9番（発言を許可する。）
9番	整理番号1番ですが、3月28日に事務局職員と現地調査の結果、農業用倉庫敷地として適切に使用されていることを確認しましたので、ご報告いたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕

議長	<p>それでは、簡易採決により、議案第4号について、異議の有無をおはかりいたします。ご意見、ご異議ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声〕</p>
議長	<p>異議なしと認め、議案第4号 農地法施行規則第29条第1号該当農地転用証明願出について、整理番号1番の1件、原案のとおり証明と決定いたします。</p> <p>次に、議案第5号について事務局の説明を求めます。</p>
農地係長	<p>8ページをご覧ください。議案第5号 福島市農用地利用集積計画の議決についての案件は、農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づき、利用権設定について、福島市長より意見を求められた案件です。</p> <p>福島県農業振興公社への貸付分19件、61,578㎡、JAふくしま未来、農地利用集積円滑化団体への貸付が6件、10,729㎡で、いずれの計画も経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。</p> <p>9ページをご覧ください。区域番号2番、整理番号1番から3番までの3件、詳細は、「議案書」のとおりです。よろしくお願いたします。</p>
議長	<p>調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。</p>
4番	<p>議長4番（発言を求める。）</p>
議長	<p>4番（発言を許可する。）</p>
4番	<p>区域番号2番、整理番号1番から3番までは、いずれも土地の所有者が営農できず、福島県農業振興公社への貸付となったところです。受け人は法人で営農実績があり、区域協議会では問題ないと判断いたしました。</p>
議長	<p>只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声〕</p>
議長	<p>ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。</p>
農地係長	<p>区域番号3番、整理番号4番から10ページ、14番までの11件、詳細は、「議案書」のとおりです。よろしくお願いたします。</p>
10番	<p>議長10番（発言を求める）</p>
議長	<p>10番（発言を許可する）</p>
10番	<p>区域番号3番、整理番号4番から14番までの件についてご説明いたします。4番から13番は、農地の所有者がいずれも高齢で耕作できないため、佐原で集積して営農している方が借り入れるもので区域協議会では問題なしと判断いたしました。14番は荒井の農地を集積をして専業農家が耕作するもので、区域協議会では問題なしと判断いたしました。</p>
議長	<p>只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声〕</p>
議長	<p>ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。</p>
農地係長	<p>区域番号4番、整理番号15番及び16番の2件、詳細は、「議案書」のとおりです。よろしくお願いたします。</p>
議長	<p>調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。</p>
12番	<p>議長12番（発言を求める。）</p>
議長	<p>12番（発言を許可する。）</p>
12番	<p>区域番号4番、整理番号15番及び16番の2件は、譲渡人が耕作できなくなって、公社へ</p>

の貸し付けとなったもので、受人は大規模果樹農家で区域協議会では問題なしと判断いたしました。よろしくお祈いします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 11ページ区域番号5番、整理番号17番の1件、詳細は、「議案書」のとおりです。よろしくお祈いいたします。

20番 議長20番（発言を求める。）

議長 20番（発言を許可する。）

20番 整理番号17番については、私が公社から利用権の設定を受ける案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく「議事参与の制限」から一時退席します。

議長 議事を一時休議します。20番、一時退席願います。

20番 （一時退席する。）

議長 それでは、議事を再開します。調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。なお、この案件に係る意見については、本日総会において信夫区域の農業委員が不在のため、農業委員会等に関する法律第29条第2項の規定に基づき、担当する渡邊隆雄推進委員から説明をお願いします。

渡邊隆雄 議長、信夫区域協議会の農業委員に代わり、農地利用最適化推進委員として区域番号6番、推進委員 整理番号17番についてご説明いたします。17番につきましては、申請地は吾妻脳神経外科病院の南側で、渡人が高齢のため今年から耕作できなくなり、受人が耕作するもので、区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議のほどよろしくお祈いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号7番、整理番号18番及び19番の2件、詳細は、「議案書」のとおりです。よろしくお祈いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

23番 議長23番（発言を求める。）

議長 23番（発言を許可する。）

23番 区域番号7番、整理番号18番及び19番の2件は、渡人は果樹栽培を行っており、そちらに専念したいとのことで、貸し出すもので、受人は大規模に水稻栽培を行っており、区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議よろしくお祈いします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 12ページ、JAふくしま未来、農地利用集積円滑化団体への貸付分ですが、区域番号1番、整理番号1番及び2番の2件、詳細は、「議案書」のとおりです。よろしくお祈いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

3番 議長3番（発言を求める。）

議長 3番（発言を許可する。）

3番 区域番号1番、整理番号1番及び2番ですが、利用権を設定するものが、高齢で耕作できないとのことで設定を受ける者に貸すものです。受人は、アスパラガスを栽培しており区域協議会では問題ないと判断しました。なお、利用権を設定する農地は隣接地ですが、賃借料に差があります。理由としては2番の利用権を設定するものから、無料で貸したいと話がありましたが、農地利用集積円滑化団体を利用する以上、無料では貸せないとのことで賃借料が決定したものであります。よろしく願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

議長 「〔異議なし〕の声」

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号2番、整理番号3番及び4番の2件、判断基準の詳細は、「議案書」のとおりです。よろしく願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

4番 議長4番（発言を求める。）

議長 4番（発言を許可する。）

4番 整理番号3番と4番の2件についてご説明いたします。利用権を設定する者が市外在住で耕作できないとのことで、近くを耕作する方に設定するもので区域協議会では問題ないと判断いたしました。ご審議よろしく願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

議長 「〔異議なし〕の声」

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号4番、整理番号5番の1件、詳細は、「議案書」のとおりです。よろしく願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

12番 議長12番（発言を求める。）

議長 12番（発言を許可する。）

12番 区域番号4番、整理番号5番の案件ですが、道路からの入り口に利用権を設定する者の農地があり、利用権の設定を受ける者の農地が奥にあることから今回の申請に至ったものであります。受人は大規模に営農しており、区域協議会では何ら問題ないと判断しましたので、よろしく願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

議長 「〔異議なし〕の声」

議長 ご意見、質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号5番、整理番号6番の1件、判断基準の詳細は、「議案書」のとおりです。よろしく願いいたします。

18番 議長18番（発言を求める。）

議長 18番（発言を許可する。）

18番 整理番号6番については、私が代表を務めている法人が申請しました、利用権設定についての案件ですので、農業委員会に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限から、一時退席します。

議長 議事を一時休議します。18番、一時退席願います。

18番
議長 (一時退席する。)

議長 それでは議事を再開いたします。
調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

15番
議長 議長15番(発言を求める。)

15番 15番(発言を許可する。)

15番 整理番号6番でございますが、利用権を設定する者が耕作できなくなり、法人に耕作を依頼するもので区域協議会では問題なしと判断しました。よろしくお願ひします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
〔異議なし〕の声

議長 それでは、簡易採決により、議案第5号について、異議の有無をおはかりいたします。ご意見、ご異議ございませんか。
〔異議なし〕の声

議長 異議なしと認め、議案第5号、福島市農用地利用集積計画の議決についての案件は、原案のとおり決定いたします。
18番、20番が入室いたしますので、議事を一時休議いたします。

18番、20番
議長 (入室、着席する。)

議長 それでは、議事を再開します。
次に、議案第6号について事務局の説明を求めます。

農地係長 13ページをご覧ください。議案第6号、荒廃農地の発生・解消状況に関する調査に係る農地の判断についての案件は、農地に該当するか否かの判断を所有者より求められた案件です。依頼に基づき、区域担当委員と共に現地調査を実施した結果、いずれも農地としての復元は困難であり、また、復元しても周囲の状況から農地としての継続的な利用は見込めないものと考えます。
区域番号6番、整理番号1番から3番の3件、詳細は「調査書」のとおりです。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

20番
議長 議長20番(発言を求める。)

議長 20番(発言を許可する。)

20番 区域番号6番、整理番号1番から3番までの3件についてご説明します。2月26日に事務局職員と農業委員と推進委員で現地確認いたしました。隣接する原野と境界も確認できない状態にあり非農地と判断いたしましたので、よろしくお願ひします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
〔異議なし〕の声

議長 それでは、簡易採決により、議案第6号について、異議の有無をおはかりいたします。ご意見、ご異議ございませんか。
〔異議なし〕の声

議長 異議なしと認め、議案第6号、荒廃農地の発生・解消状況に関する調査に係る農地の判断について、整理番号1番から3番の3件について原案の通り決定いたします。
次に、報告を事務局よりお願ひします。

農地係長 14ページをご覧ください。
報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について、区域番号1番、整

理番号1番の1件、区域番号2番、整理番号2番の1件、区域番号3番、整理番号3番から7番までの5件、15ページ、区域番号4番、整理番号8番から10番までの3件、区域番号5番、整理番号11番から16ページ、15番までの5件、区域番号7番、整理番号16番から19番までの4件、以上19件について、記載内容の受理を行っております。

議案書17ページ、報告第2号、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理について、区域番号1番、整理番号1番及び2番の2件、区域番号2番、整理番号3番の1件、区域番号4番、整理番号4番の1件、区域番号6番、整理番号5番の1件、以上5件について、記載内容の受理を行っております。

議案書18ページ、報告第3号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理について、区域番号1番、整理番号1番から3番までの3件、区域番号2番、整理番号4番から19ページ、10番までの7件、20ページ、区域番号4番、整理番号11番の1件、区域番号5番、整理番号12番の1件、区域番号6番、整理番号13番及び14番の2件、区域番号7番、整理番号15番及び21ページ、16番の2件、以上16件について記載内容の受理を行っております。

議案書22ページ、報告第4号、農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借解約等の通知について、区域番号1番、整理番号1番の1件、区域番号2番、整理番号2番から23ページ、7番までの6件、区域番号3番、整理番号8番及び9番の2件、区域番号4番、整理番号10番の1件、24ページ、区域番号7番、整理番号11番及び12番の2件、以上12件について記載内容の受理を行っております。

議案書25ページ、報告第5号、許可の条件を履行したことの証明について、区域番号4番、整理番号1番から3番までの3件について、記載内容の証明を行っております。

議案書26ページ、報告第6号、民事執行法による売却に係る照会に対する回答（調査結果）について、区域番号3番、整理番号1番の1件について、記載内容の回答を行っております。

議案書27ページ、報告第7号、地目変更登記に係る照会に対する回答（調査結果）について、区域番号2番、整理番号1番の1件、区域番号3番、整理番号2番の1件、区域番号4番、整理番号3番の1件、区域番号5番、整理番号4番の1件、区域番号7番、整理番号5番の1件、以上5件について、記載内容の回答を行っております。

議案書28ページ、報告第8号、農業者年金業務（1）老齢年金支給裁定について、区域番号7番、整理番号1番の1件について、進達し裁定されたものです。

議長 只今の報告について、ご質問等ございませんか。

24番 議長24番（発言を求める。）

議長 24番（発言を許可する。）

24番 確認をしたいのですが、報告4号で解約等の通知がありましたが、中間管理機構分で労力不足で解約との記載が多数見受けられますが、中間管理機構の役割として地主から借り受けた農地は次の借主を探すか、中間管理機構が管理すべきものであると認識しておりますが、借主を探す努力をして解約したのか、努力をせずに解約したのか解約の経過はわかりますか。

議長 事務局説明願います。

農地係長 中間管理機構の解約の理由や経過等について、中間管理機構に確認いたします。

議長 そのほかご質問ありませんか。

〔質問等なし。〕

議長 ご質問等ございませんので、以上で報告を終了します。

次に、行事報告及び予定につきましては、先に開催されました各区域協議会において、ご報告いたしました追加、変更等があれば、事務局より報告願います。

農地係長 追加、変更等ございません。

議長 その他、皆様からなにかございませんか。

(その他、発言なし。)

議長 なにもないようですので、これで本日の議事を全て終了いたします。

閉会のことばを大宮篤司会長職務代理よりお願いいたします。

会長職務代理 (大宮職務代理より閉会の言葉)

議長 慎重審議ありがとうございました。

これで、第22回総会を終了いたします。

(午後2時20分)

平成31年4月17日

これは、福島市農業委員会第22回総会の議事録であることを証するため署名する。

福島市農業委員会

会 長 _____

議事録署名人12番 _____

議事録署名人24番 _____